

資料1

企画提案競技実施要領

【資料１】

令和７年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和７年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関し必要な事項を定めるものです。

１ 業務内容

- （１）業務名及び数量 令和７年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託 一式
- （２）業務の仕様等 別添【資料２】令和７年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （３）履行期間 契約締結の日から令和８年３月３１日まで
- （４）委託額の上限 委託額１３，５７５，２３２円
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）
ただし、全戸配布広報紙企画制作業務に要する費用は、
４，７９６千円（税込）程度とすること。

２ 実施スケジュール

- （１）公募開始（実施要領等の公開） 令和７年 １月 ７日（火）
- （２）実施要領等に関する質問の受付 令和７年 １月１４日（火）午後５時まで
- （３）上記質問に対する回答（最終） 令和７年 １月１７日（金）午後５時まで
- （４）参加資格確認申請書等の提出期限 令和７年 １月２０日（月）午後３時まで
- （５）参加資格の確認結果通知 令和７年 １月２１日（火）
- （６）参加が認められない理由の請求 令和７年 １月２２日（水）午後５時まで
- （７）企画提案書・見本作品等の提出期限 令和７年 ２月１０日（月）午後５時まで
- （８）審査日（プレゼンテーション） 令和７年 ２月１７日（月）（予定）
- （９）契約締結 令和７年 ２月下旬（予定）

３ 参加者の資格に関する事項

本業務に係る企画提案協議に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

- （１）単独企業による参加
 - ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
 - イ 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者
 - ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
 - エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

オ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

（2）共同企業体（以下「JV」という。）による参加

ア JVを構成する者のうち、いずれかが（1）のアを満たしていること。

イ JVを構成する全ての者が、（1）のイからオまでを満たしていること。

※JVの代表者は、（1）のアの条件を満たす構成員とします。また、JVの構成員である者は、単独参加及び他のJVの構成員としての参加はできません。

4 企画提案競技の手続等に関する事項

（1）担当課 秋田県総務部広報広聴課（秋田県庁本庁舎1階）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1076 FAX 018-860-1072

メールアドレス joukai@pref.akita.lg.jp

（2）企画提案競技説明会

説明会は開催しません。

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

（3）実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】実施要領等に関する質問票により受付します。

ア 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月14日（火）午後5時まで

イ 受付場所

4（1）に同じ

ウ 提出方法

電子メールに限ります。

エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

オ 掲載期日

随時掲載／最終：令和7年1月17日（金）午後5時まで

（4）参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書等の書類を提出期限までに4（1）の担当課に提出してください。

ア 提出書類

（ア）【様式1-2】企画提案競技参加資格確認申請書

（イ）【様式1-3】会社概要

（ウ）【様式1-4】共同企業体結成届（共同企業体による申請の場合のみ提出）

（エ）【様式1-5】共同企業体協定書（共同企業体による申請の場合のみ提出）

（オ）【様式1-6】受付票

イ 提出期限

令和7年1月20日（月）午後3時まで

ウ 確認結果

令和7年1月21日（火）に書面を電子メールで通知します。

エ 留意事項

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。

（イ）提出期限までに提出しない者は、参加資格がなくなります。

（ウ）共同企業体による申請の場合

①各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行することとします。

②共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めてください。

③企画提案競技参加資格確認申請書【様式1－2】及び受付票【様式1－6】については、共同企業体の代表者が提出することとします。また、会社概要【様式1－3】については、構成員全員分を提出することとします。

（エ）提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出してください。

（5）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には【様式1－7】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。

（ア）提出期限

令和7年1月22日（水）午後5時まで

（イ）提出先

4（1）に同じ

（ウ）提出方法

電子メールにより提出してください。

イ 県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して電子メールにより書面でその理由を説明します。

（7）企画提案書、見本作品及び見積書の作成と提出

参加者は、次の審査書類を提出期限までに4（1）の担当課に提出してください。

なお、加点措置の詳細については【資料4－2】企画提案競技審査基準により確認してください。

ア 提出する審査書類

（ア）令和7年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託企画提案書（以下「企画提案書」という。）

企画提案書は、【資料2】仕様書、【資料3】提案書及び見本作品作成要領を確認し、作成してください。

（イ）見本作品

見本作品は、【資料3】提案書及び見本作品作成要領を参照の上、提案の意図や特徴等が分かりやすいものを作成してください。

（ウ）見積書

見積書は企画提案書の内容を実施するための費用を明らかにし、内訳を示してください。見積書は消費税等を含む総額を記載し、総額は1（4）の委託額の上限に

定める委託額を超えない範囲としてください。

(エ) (賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合) 賃金水準の向上に関する取組を評価する次のいずれかの資料

①直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」並びに事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料 (任意様式)

②税理士や公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類 (参考様式)

(オ) (女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合) 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

①(従業員100人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号)・次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し

②知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し

③法令に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール) に関する認定通知書の写し

④秋田県知事表彰 (女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰) の受賞に関する表彰状の写し

イ 提出期限

令和7年2月10日 (月) 午後5時まで

ウ 提出部数

(ア) 企画提案書

正本1部、副本4部

副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

(イ) 見本作品

正本1部、副本4部

副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

(ウ) 見積書

正本1部

見積書 (秋田県知事宛て) に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、提出してください。

(エ) 賃金水準の向上に関する取組を評価する資料 各1部

(オ) 女性の活躍推進に関する取組を評価する資料 各1部

エ 作成費用

参加者からの請求に基づき、見本作品の費用として、1者当たり

5,000円を支払います。(別途、支払いに係る書類を提出してください。)

オ 留意事項

(ア) 郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出してください。

(イ) 提出できる企画提案書及び見本作品は、1案とします。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

(エ) 一度提出した企画提案書及び見本作品は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

（1）企画提案競技の審査

【資料4-1】審査委員会設置要領、【資料4-2】企画提案競技審査基準に基づき、審査を行います。

（2）審査（プレゼンテーション）

ア 審査日程

令和7年2月17日（月）（予定）

イ 審査方法

企画提案書、見本作品及びプレゼンテーション（説明15分、質疑10分）による審査を行います。

企画提案書、見本作品、パソコン以外の持ち込みは認めません。

正式な日時、開催場所等については、参加資格があることの確認を得た者に対して通知します。

ウ 選定

企画提案書・見本作品によるプレゼンテーションを評価し、第1順位者を受託候補者として選定します。

エ 結果通知審査会終了後、速やかに書面を電子メールにより通知します。なお、審査結果は後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表します。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

（3）苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日

〔秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない〕以内に契約担当者に対して書面（様式任意）により申立てすることができます。

6 契約に関する事項

（1）契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則第177条の規定に基づいて県に対して委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払っていただきます。又は、それに代わる担保を提出してください。ただし、受託者（共同企業体の場合はその構成員全て）が、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

（2）企画提案書と追加業務の関係

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託

者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

(3) 契約書（予定）

契約書は、「令和7年度秋田県広報紙等クロスメディア業務委託契約書（案）」（参考資料）のとおりとする予定です。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはけません。
- (3) 参加者は、委託者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、参加者に帰属します。
 - イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。
- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、実施要領等により定めるもの以外は参加者の負担となります。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。